

横浜市立大綱中学校「いじめ防止基本方針」

令和6年2月13日改定

1 いじめ防止に向けた考え方

① 大綱中学校「いじめ防止基本方針」策定の目的

生徒、保護者、教職員がいじめ根絶への思いをひとつにし、いじめの未然防止・早期発見・早期対応及び適切な対処に努め、だれもが安心して豊かに生活できる、いじめのない学校の実現を目指す。

② いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的な「いじめ」の態様として次のようなものがある。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

③ いじめを防止するための基本的な方向性

- ・すべての教育活動を通じていじめという行為を許さない学校風土をつくりあげ、いじめの未然防止に努める。
- ・いじめを見逃さない体制や教育相談活動の充実を図り、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ・いじめの発見および通報に対しては、組織的に毅然とした姿勢で速やかに対応し再発防止や継続指導に取り組む。重大事態に対しては警察や教育委員会などの関係機関と連携して対処する。

2 組織の設置及び組織的な取組

① 「いじめ防止対策委員会」の設置

- ・校内組織における常設委員会に「いじめ防止対策委員会」を置く。構成員は、校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導専任、生徒指導部長、養護教諭とする。
- ・必要に応じて学級担任やSC、SSWの参加を求める。

② 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・いじめ防止対策の年間計画を作成し提示する。
- ・いじめに関する情報収集と記録の管理を行う。
- ・いじめの疑いがあるときは、判断や対応に関する役割分担を行う。
- ・重大事態が発生した時は中核となって調査を行い、関係機関連携を検討する。

		取組内容	
学校いじめ防止対策委員会(月1回・随時) いじめの認知・支援方針の決定 委員会指導	4月	年間計画と重点指導内容等の確認 生徒理解研修、教育相談① 生活アンケートの実施①	入学式、学校説明会、学年集会
	5月	Y-Pアセスメント① 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 (記名式アンケート・教育相談)	
	6月	小中交流会 生活アンケートの実施②	
	7月	横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い) 専任教諭夏季研修に基づく校内研修	保護者面談
	8月	横浜子ども会議(港北区内での話し合い)	
	9月	生活アンケートの実施③、教育相談②	
	10月		オープンスクール
	11月	児童生徒交流日 Y-Pアセスメント②	
	12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン (無記名式アンケート・教育相談)	保護者面談
	1月	生活アンケートの実施④、教育相談③	
	2月		新入生保護者説明会
	3月	年間の振り返り、新年度の引継ぎ	
	時期未定		・学校運営協議会 ・主任児童委員との連絡会

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

① いじめの防止

本校の人権教育の重点目標は「互いの個性を認め合い自尊感情を高める」ことであり、道徳教育の重点目標は「相手の個性や立場を重んじ広い心を養う」ことである。この人権教育と道徳教育はいじめのない学校風土の基盤をつくるものである。すべての教育活動を通じて目標の実現を図る。

- ・授業を中心としたすべての教育活動で、たとえ間違えたり失敗しても決して冷やかしたり非難したりしない集団づくりを目指す。また、生徒同士が教え合い助け合う学習場面を積極的に設定する。
- ・表現力を高め豊かな感性や情操を育むため、モジュールによる大綱タイムでの朝読書を継続する。
- ・校外学習、修学旅行、福祉体験などの体験活動を充実させる。
- ・会議の精選や事務処理の合理化を進め、日常的に職員と生徒が共に過ごせる時間を多く設定し、正しくほめる場面を増やす。
- ・生徒会信条「ひとりのためにみんなが みんなのためにひとりが 努力しよう」がさらに浸透するよう生徒会活動の充実を図る。生徒自身の行動によっていじめを予防する意識を高めさせる。
- ・PTAおよび生徒会による登校時のあいさつ運動を継続する。

② いじめの早期発見

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。些細な兆候であってもいじめではないかとの意識をもち、早い段階から軽視することなく関わり積極的に認知するためのアンケート調査や相談活動を充実させる。

- ・定例の「いじめ防止対策委員会」は月1回開催し、情報共有を行う。
- ・生徒理解研修会（情報共有会含む）を年9回実施する。
(4月×2、6、8、10、12、1、2、3月)
- ・全校生徒対象の学校生活アンケート調査を年4回実施する。(4、6、9、1月)
- ・全校生徒対象の授業評価を年2回実施する。(10月、2月)
- ・いじめ解決一斉キャンペーンにおいて、全校生徒・教員対象のいじめ解決のためのアンケート調査を実施する。(5、12月)
- ・全校生徒対象の教育相談を年3回実施する。(4月、8月、1月各5日間)
- ・全校生徒・保護者対象の個人面談を年2回実施する。(7月、12月各4日間)
- ・希望生徒対象の教科相談を年3回実施する。(7月、12月、3月各1日間)
- ・保護者対象の授業参観および学級懇談会を年2回実施する。(4、10月)

③ いじめに対する措置

- ・「いじめ防止対策委員会」が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴きとり、いじめの事実の有無を確認する。事実確認の結果は、関係保護者に報告する。
- ・被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保と支援を最優先する。見守りや心のケアなど、防止対策委員会の指示により保護者の協力を得ながら全校体制で取り組む。
- ・加害生徒の事情や心情を聴取し、反省、謝罪、再発防止に向けて保護者の協力を得ながら、別室での相談活動や学習指導など組織的継続的に指導及び支援をする。
- ・いじめが発生した集団全体への働きかけを行う。被害・加害双方の当事者やその周りの者全員の人間関係の修復を目指して指導及び支援をする。
- ・ネット上の不適切な書き込みに対しては、プロバイダに速やかに削除を求める。全校生徒に情報モラルについて繰り返し学習させる。また必要に応じて警察の協力を求める。
- ・いじめの内容が、犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、早期に警察に相談する。
- ・いじめの内容が、生徒の身体または財産に被害を生じさせている場合は、直ちに警察に通報する。
- ・必要な指導を継続しても十分な効果があげられない場合は、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関との連携を図る。

4 重大事態への対処

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し協力を求める。
- ・「いじめ防止対策委員会」を中心として、被害生徒の安全確保と再発防止に向けて全校体制で速やかに対処するとともに調査を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 その他

- ・学校評価に「いじめ防止対策」への取組についての項目を加え、学校運営協議会にて報告する。
- ・必要があると認められる際には、いじめ防止基本方針を改定し、改めて公表する。